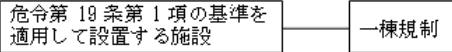


1 定義

給油取扱所、販売取扱所及び移送取扱所以外の取扱所をいい、危険物を原料として種々の化学反応を伴う等、製造所と類似した施設であっても、最終製品が非危険物となるものについては、一般取扱所として規制される。

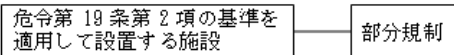
2 規制範囲

一般取扱所の許可単位は、製造所と同様に危険物の取扱いが客観的に一連の行為であること、他の施設から独立性があること等を考慮し総合的に判断する必要があることから、次の事項を参考として規制範囲を特定するものとする。
 (1) 危令第19条第1項に規定する一般取扱所は、原則的に建物内に設置するものは一棟、屋外に設置するものは、一連の工程をもって一の許可単位とする（以下「一棟規制」という。）。なお、規制範囲は製造所と同様とする。



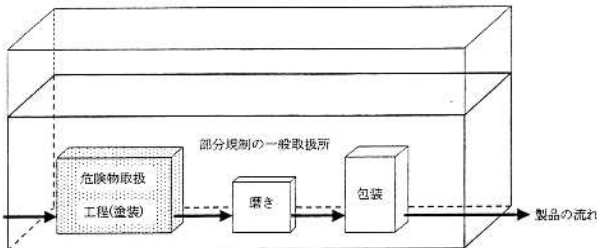
(2) 危令第19条第2項

危令第19条第2項に規定する一般取扱所は、危険物を取扱う区画室、設備又は屋上の設備等について危則で規定されたものをそれぞれ一許可単位とする。（以下「部分規制」という。以下同じ。）（平成元年7月4日消防危第64号）



(区画室単位、設備単位等)

- 危令第19条第2項第4号（充てん）、第5号（詰替え）以外は、同一建物内に複数設置することができる。
- 危令第2条及び第3条の危険物施設のうち、部分規制されたものも同一建物内に設けることができる。
- 部分規制の一般取扱所において、危険物を取扱う工程と連続して危険物を取扱わない工程がある場合には、その工程も含めて危令第19条第2項とすることができる。

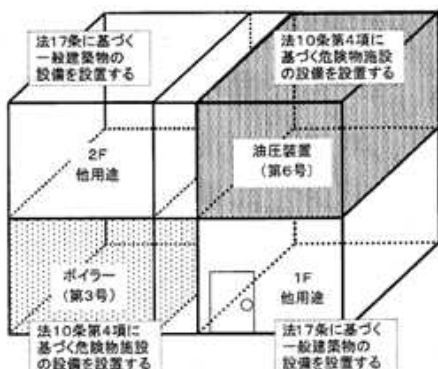


部分規制の一般取扱所の例

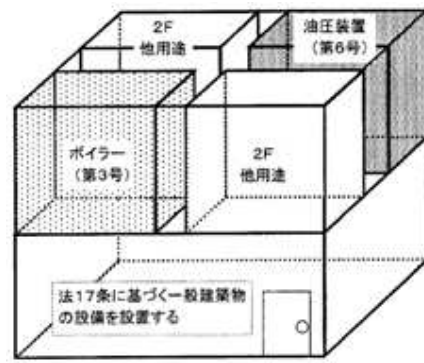
ア 区画室単位の部分規制は、当該区画された室を規制範囲とする。

危則第28条の55第2項、第28条の55の2第2項、第28条の56第2項、第28条の57第2項、第28条の60第2項及び第3項、第28条の60の2第2項並びに第28条の60の3第2項

[通常の区画室単位の規制パターン]
 例示は、区画室単位の2許可施設



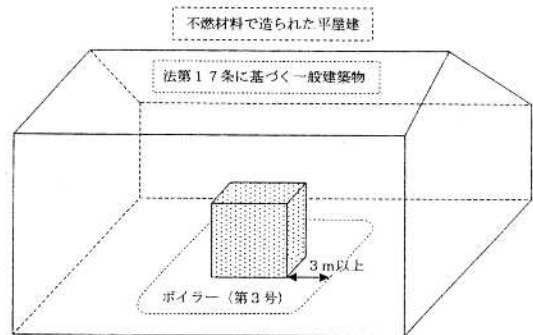
階層設置の例



同一階設置の例

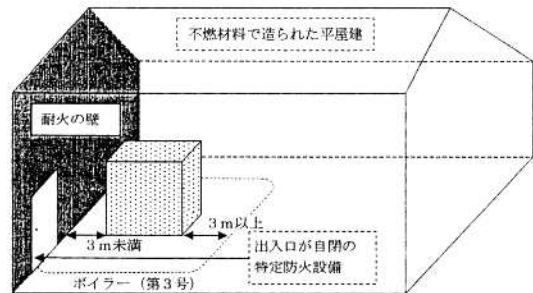
なお、離れて設置された区画室をあわせて一の一般取扱所とする特例は認められない。
 イ 設備単位の部分規制は、当該設備を規制範囲とする。

危則第28条の55の2第3項、第28条の56第3項、第28条の57第3項、第28条の60第4項及び第28条の60の2第3項



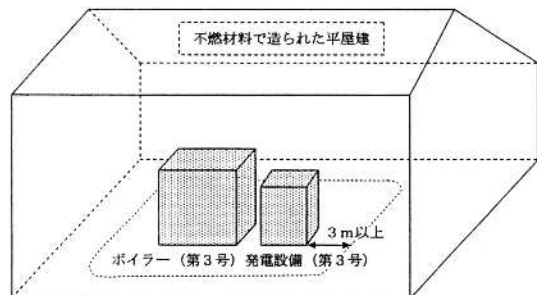
設備単位の部分規制の例

周囲の空地内に建築物の壁及び柱がある場合は、当該壁及び柱が耐火構造であり、壁に出入口以外の開口部がないこと（出入口は随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備であること。）。



設備単位の部分規制の例

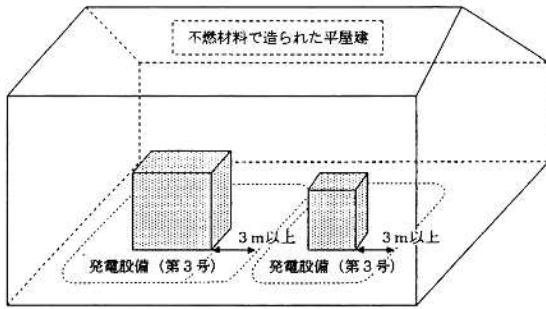
- (7) 同じ基準を適用する施設をまとめて一の一般取扱所とする場合の主たる取扱形態は次の順によること。
- 取扱う危険物の指定数量の倍数が大きいもの
 - 取扱面積の広いもの
 - 低引火点危険物を使用しているもの



同一の取扱形態をまとめて、設備単位の1許可施設にした例

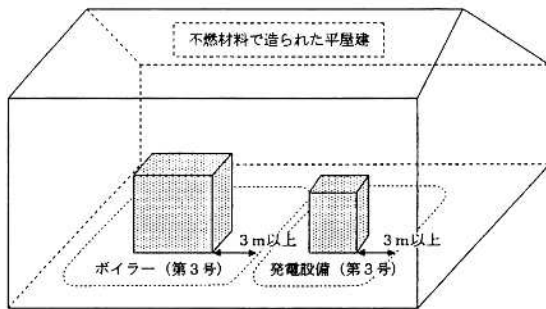
◇14 一般取扱所

(イ) 同じ基準を適用する施設を複数設置し、危険物を取扱う設備の周囲に幅3m以上の空気を相互に重ならないように設けた場合は、別の許可施設として扱うことができる。ここで、各々の設備の指定数量の倍数は、各々の設備単位の規制内の指定数量の倍数未満であること。



同一の取扱形態を設備単位の2許可施設にした例

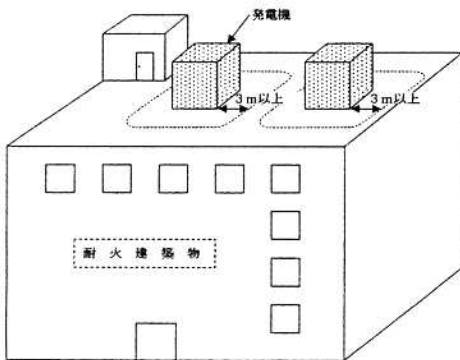
(ロ) 同一室内に、異なる基準を適用する一般取扱所を複数設置する場合は、危険物を取扱う設備の周囲に設ける幅3m以上の空地は、相互に重ならないこと。



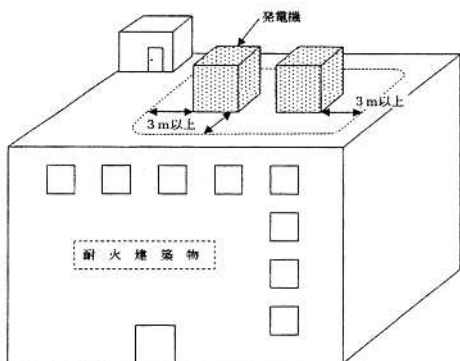
異なる取扱形態を設備単位の2許可施設にした例

ウ 屋上の設備単位規制は、当該設備（ボイラー又はバーナーで危険物を消費するものに限り。）を規制範囲とする。

危則第28条の57第4項

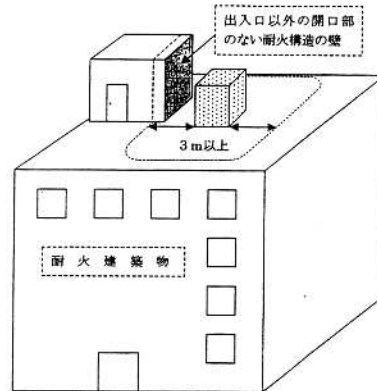


屋上に発電機を設置するため設備単位を2許可施設にした例
(各々の発電機の指定数量の倍数は10未満)

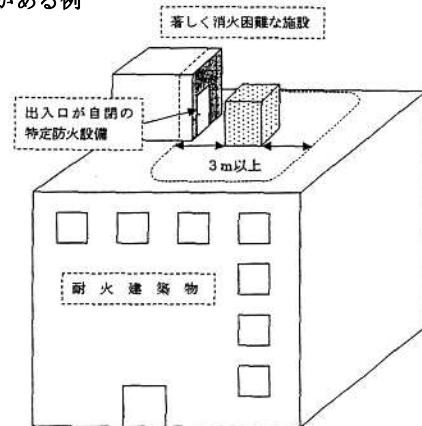


2許可施設としないで、まとめて1許可施設にした例

周囲の空地内に建築物の壁及び柱がある場合は、当該壁及び柱が耐火構造であり、壁に出入口以外の開口部がないこと。（出入口は随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備であること。）



周囲の空地内に出入口以外の開口部のない耐火構造の壁がある例



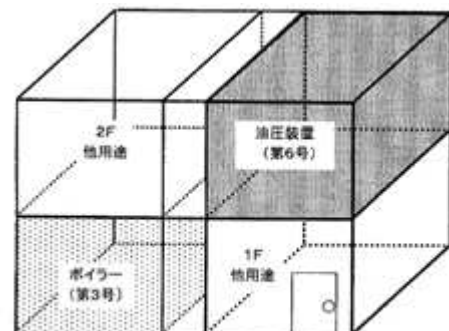
周囲の空地内にある建築物の壁に自閉の特定防火設備がある例

(3) 複数の異なった取扱い形態を有する一般取扱所
ア 危令第19条第2項各号のうち一の号の取扱形態を有し、かつ、それ以外の取扱形態を有する一般取扱所（以下「複数の異なった取扱形態を有する一般取扱所」という。）は、前(2)の部分規制の基準が適用できないので、危令第19条第1項又は同条第2項の基準の特例適用施設とすることができる。また、この場合は次によること。

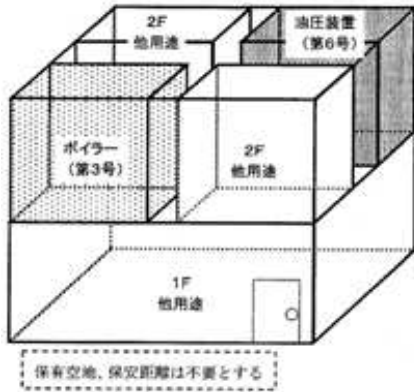
- (7) 当該一般取扱所の主たる取扱形態は、前(2)イ(7)によること。
- (イ) 当該一般取扱所を区画室単位として規制する場合には5(3)の基準によること
- (ロ) 当該一般取扱所を設備単位として規制する場合には、危令第19条第2項各号の基準をそれぞれ満足させること。

〔特例適用の区画室単位の規制パターン〕

特例を適用した危令第19条第1項又は第2項で、異なる取扱形態を区画室単位の1許可施設とした例

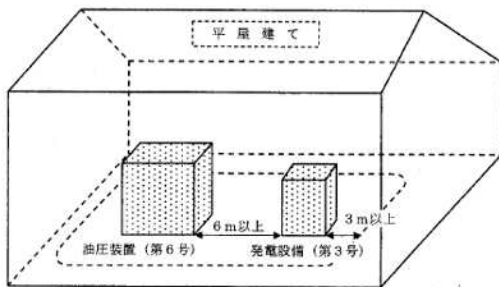


階層の場合



同一階の場合

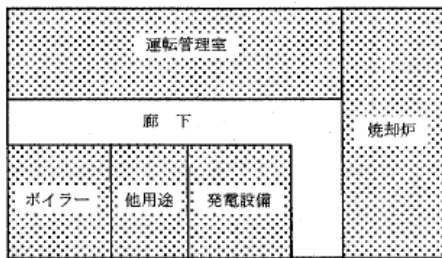
〔特例適用の設備単位の規制パターン〕
 特例を適用した危令第19条第1項又は第2項で、異なる取扱形態を設備単位の1許可施設とした例



設備単位の1許可施設とした例

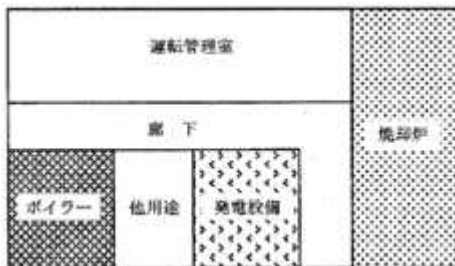
イ 建築物内に危令第19条第2項第1号から第3号、第6号、第7号及び第8号に掲げる(イ)による場合は第1号及び第8号を除く。)一の一般取扱所と同様の形態を有する一般取扱所を複数設置するものは、次のいずれかの規制範囲とすることができる。

- (ア) 区画室単位の規制ができる場合
 - a 危令第19条第1項で規制する場合
 - b 建物全体を危令第19条第2項で規制する場合

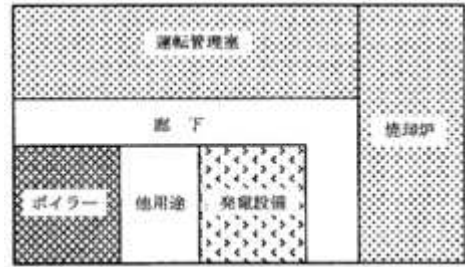


危令第19条第1項又は第2項の特例で1許可施設とした例

- c 危険物を貯蔵、取扱う室又は隣接する複数の室を区画室単位とした危令第19条第2項

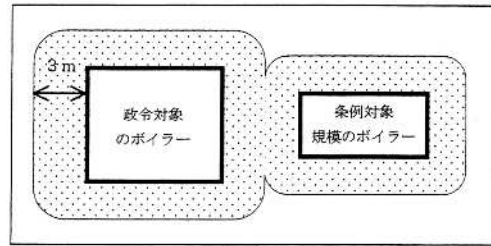


危令第19条第2項の3許可施設と非危険物施設とした例



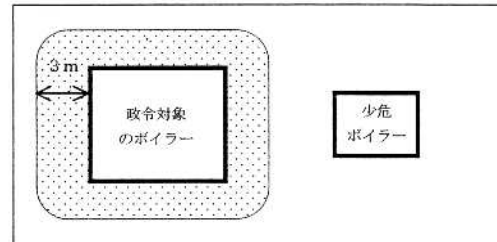
危令第19条第2項の3許可施設とした例

- (イ) 設備単位の規制ができる場合
 - a 危令第19条第1項で規制する場合
 - b 建物全体を危令第19条第2項で規制する場合
 - c 政令対象設備と条例対象設備を合わせて、危令第19条第2項で規制する場合



危令第28条の57第3項の一般取扱所の例

- d 政令対象設備のみを危令第19条第2項で規制し、条例対象設備は、火災予防条例の基準とするもの。



危令第28条の57第3項の一般取扱所と少量危険物の例

3 指定数量の算定

「◇3 製造所」の例によるほか、次によること。

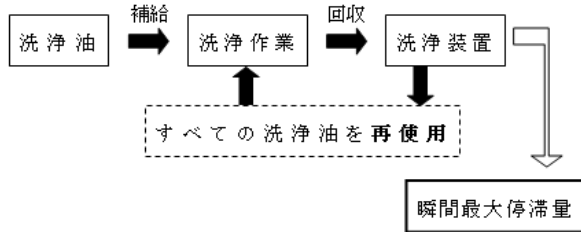
- (1) 油圧装置、潤滑油循環装置等による危険物の取扱いについては、装置系統内のリザーバタンクや配管等を含む総量(瞬間最大停滞量)をもって算定する。(昭和40年4月15日自消内予発第71号)
 なお、総量について変動がある場合は、その最大となる量とする。
- (2) ボイラー、発電設備等の危険物の消費については、1日における計画又は実績消費量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。
 なお、非常用のものについては、業態、用途、貯蔵量(他許可施設を含む。)や当該発電設備等の時間当たりの燃料消費量、事業所の営業時間を総合的に判断して算定する。また、油圧機器内蔵油、熱媒油等の危険物及び発電設備で潤滑油を使用する場合で専用タンク等を有する場合は、瞬間最大停滞量を合算する。
- (3) 移動タンク貯蔵所等車両に固定されたタンクに危険物を充てんする一般取扱所は、1日当たりの最大充てん量とする。
- (4) 危令第19条第2項に規定する容器に危険物を詰め替える一般取扱所については、地下専用タンクの容量又は取扱い数量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。
- (5) 危令第19条第2項に規定する取扱形態のうち複数の取扱形態を有する一般取扱所については、それぞれの取扱形態ごとに制限された指定数量の倍数を合算するものとする。ただし、合算した指定数量の倍数は、それぞれ

◇14 一般取扱所

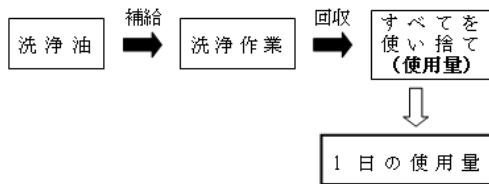
の取扱形態ごとに制限された指定数量の倍数（危険物取扱数量）を超えないものとする。

- (6) 危令第 19 条第 2 項に規定する洗浄作業及び切削装置等の一般取扱所については、洗浄後に危険物を回収し、同一系内で再使用するものは瞬間最大停滞量とし、使い捨てるもの及び系外に搬出するものは 1 日の使用量とする。

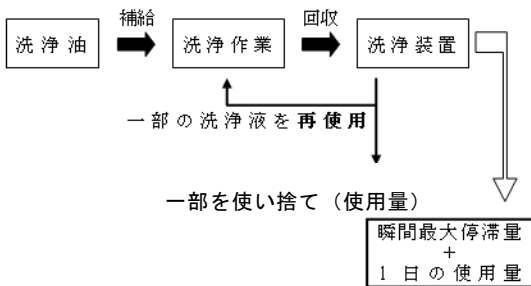
<例 1> 洗浄後、すべての危険物を回収して再使用する場合



<例 2> 洗浄後、すべての危険物を使い捨てる場合



<例 3> 洗浄後、一部の危険物を使い捨てる場合



- (7) 危令第 19 条第 2 項に規定する熱媒体油循環装置の一般取扱所については、熱媒体油の常温、常圧における瞬間最大停滞量とする。

4 技術基準の適用

一般取扱所は取扱う危険物の種類、数量及び取扱形態等に応じ、危令及び危則の基準が次のように適用される。

区分	危令	危則
一般取扱所	19 I	
火薬類	19 I+41	72
高引火点危険物	19 I+III	28の61
アルキルアルミニウム等	19 I+IV	28の63・28の64
アセトアルデヒド等	19 I+IV	28の63・28の65
ヒドロキシルアミン等	19 I+IV	28の63・28の66
特定の用途のもの	19 I+II	28の54
吹付塗装作業等	19 I+II (1)	28の55
洗浄作業	19 I+II (1の2)	28の55の2
焼入れ作業等	19 I+II (2)	28の56
ボイラー等	19 I+II (3)	28の57
屋上設置	19 I+II (3)	28の57

充てん	19 I + II (4)	28の58
高引火点危険物	19 I + II (4) + III	28の62
詰替え	19 I + II (5)	28の59
油圧装置等	19 I + II (6)	28の60
切削装置等	19 I + II (7)	28の60の2
熱媒体油循環装置	19 I + II (8)	28の60の3

注：算用数字は条を、ローマ数字は項を、() 内は号を表している。

これら複数の基準を満足する場合は、いずれの技術基準を適用するかは、施設の形態に応じて設置者の意思により選択できるものである。

5 位置、構造及び設備の基準

- (1) 危令第 19 条第 1 項を適用する一般取扱所

製造所の基準が準用されるが、次の形態の一般取扱所については、それぞれの基準によること。

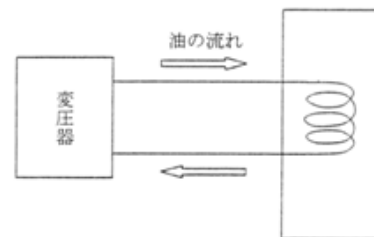
- ア 製油所、油槽所におけるドラム充てん所（昭和 36 年 5 月 10 日自消甲予発第 25 号）
周囲の状況が公共危険の少ない場所に設置するもので、第一石油類又は第二石油類を、ドラム缶充填作業から出荷までの過程で、容器入りのまま野積み状態で取扱っている場合（貯蔵を目的とする場合を除く。）においては、一般取扱所として規制し、積場の区画を明確にするとともに、防火上安全な措置を講ずることとする。

- イ 発電所、変電所、開閉所（昭和 40 年 9 月 10 日自消内予発第 148 号）（昭和 36 年 5 月 10 日自消甲予発第 25 号）

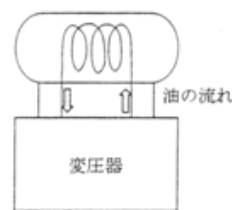
発電所、変電所、開閉所（以下「発電所等」という。）については、次によること。ただし、発電所等には、自家用変電設備も含まれるものとする。

- (7) 発電所等に設置される危険物を収納している機器類のうち、変圧器、リアクトル、電圧調整器、油入開閉器、しゃ断器、油入コンデンサー及び油入ケーブル並びにこれらの附属装置で機器の冷却もしくは絶縁のため油類を内蔵して使用するものについては、危険物関係法令の規制の対象としないことができる。

なお、「これらの附属設備等で機器の冷却又は絶縁のための油類を内蔵して使用するもの」には例えば、油入ケーブル用のヘッドタンク及び変圧器油を冷却するための附属設備等がある。



油を冷却するための設備の例



油を冷却するためのタンクの例

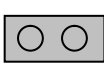
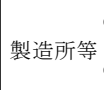
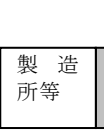
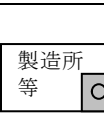
- (1) 一般取扱所に該当する発電所等の位置、構造及び設備については、危令第 19 条において準用する危令第 9 条第 1 項第 4 号、第 6 号から第 9 号及び第 12 号の規定は適用しないものとし、危令第 20

条第 1 号及び第 2 号の規定は次によるものとする。

危則第 33 条の規定に該当する当該一般取扱所にあつては、第 1 種、第 2 種又は第 3 種の消火設備の設置を第 4 種の消火設備に替えて設置することができ、危則第 34 条の規定に該当する当該一般取扱所にあつては、第 5 種の消火設備を設置しないことができる。また、危令第 9 条第 1 項第 1 号及び第 2 号についても上記と同様に適用しないものとする。

なお、一般取扱所に該当する発電所等とは、5(1)イ(イ)以外の装置（圧油装置、潤滑油循環装置、ボイラー設備など発電等に関連する装置）と混在する場合で、数量の倍数を算定した結果、一般取扱所に該当するものをいう。

自家用変電設備の規制

形態別	形態の概要	規制範囲	倍 数 算定
	1 イ(ア)による機器のみを設ける。 2 変電室は独立専用とする。	規制なし (法 17 条による規制)	算定しない。
	製造所等にイ(ア)による機器を設ける。	建物全体を規制する。 (危令による規制)	合算する。
	1 製造所等にイ(ア)による機器のみを設ける。 2 変圧室との区画の壁は耐火構造、出入口は自閉式の特定防火設備とする。	規制なし (変電室は法 17 条でとらえ、製造所等は危令による規制)	算定しない。
	製造所等に隣接してイ(ア)による機器のみを設ける (区画は不燃材料、金網等)	建物全体を規制する。 (危令による規制)	合算する。

凡例：・・・変電室等
・・・イ(ア)による機器

備考：形態 4 において消火設備を設置する場合

危則第 33 条第 1 項に該当する高引火点危険物のみを 100℃未満で取扱う一般取扱所に、建築物その他の工作物を包含するよう同条第 1 項第 2 号に掲げる消火設備を設置する場合には、変電室にも適用する消火設備を設置するか、又は、建築物その他の工作物及び変電室に適用する消火設備をそれぞれ設置する必要がある。

(ウ) 自家用変電設備は、変電室が独立専用棟に設置されているものの他に建築物内に併設されている場合がある等種々あるので、自家用変電設備の規制は(イ)の表による。

ウ 共同住宅等における燃料供給施設（平成 15 年 8 月 6 日消防危第 81 号）

(ア) 定義

a 共同住宅等における燃料供給施設

共同住宅（一部に貸事務所・店舗を有するものも含む。）、学校、ホテル等（以下「共同住宅等」という。）に灯油又は重油（以下「灯油等」という。）を供給する燃料タンクを設け、これから各戸又は各教室に設けられている燃焼機器に配管によって灯油等を供給する施設をいう。

b 専用タンク

灯油等の燃料を貯蔵する主たる燃料タンクであつて、当該一般取扱所専用使用するタンク。ただし、表中の冷暖房用等のボイラーに限り別の配管により専用タンクに接続することができること。

c 中継タンク

専用タンクと戸別タンクとの間に中継のために設けられるタンク

d 戸別タンク

専用タンクから各戸の燃焼機器までの間に設けられるタンクのうち最も燃焼機器に近いタンク。

e 供給配管等

専用タンク、中継タンク、戸別タンクの間を接続する配管、専用タンクに設けられるポンプ設備等

f 燃焼機器等

戸別タンクの払出配管から燃焼機器（室内の冷暖房、温湯の供給等をする機器をいう。）までの部分

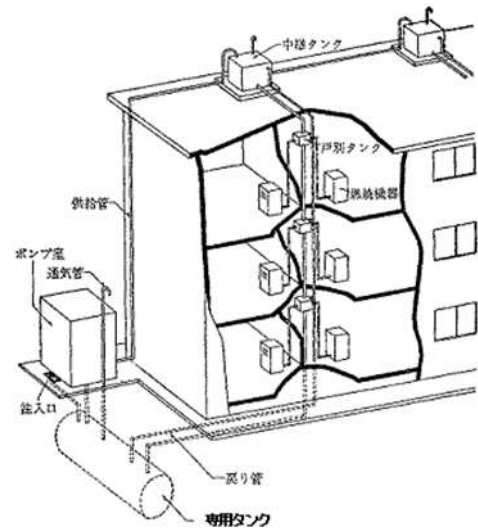
(イ) 法令の適用

区分	消防法令の適用
専用タンク、中継タンク、戸別タンク及び配管その他の設備	専用タンクの容量が指定数量以上である場合は燃料供給施設として一の一般取扱所として法第 3 章が適用
燃焼機器等	法第 9 条に基づき市町村の火災予防条例が適用
冷暖房用等のボイラー	危険物の取扱最大数量が指定数量以上である場合は、燃料供給施設とは別の一般取扱所として法第 3 章が適用。指定数量未満である場合は燃料供給施設の一般取扱所に含めて一の一般取扱所として法第 3 章が適用

(ウ) 燃料供給施設の位置、構造及び設備の基準

a 危令第 19 条第 1 項において準用される危令第 9 条の規定のうち、同条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号から第 16 号まで及び第 18 号から第 20 号までについては、適用しない。

b 一般取扱所としての許可に係る部分は、建築物全体ではなく、危険物の取扱いに係る専用タンク、中継タンク、戸別タンク及び供給配管等の部分に限ることができること。



中継タンクを有する方式

なお、専用タンクに別の配管を接続して冷暖房用等のボイラーを設ける場合にあつては、(イ)の表中の取扱いによる。

c 取扱最大数量は、専用タンクの容量の合計をもって算出すること。

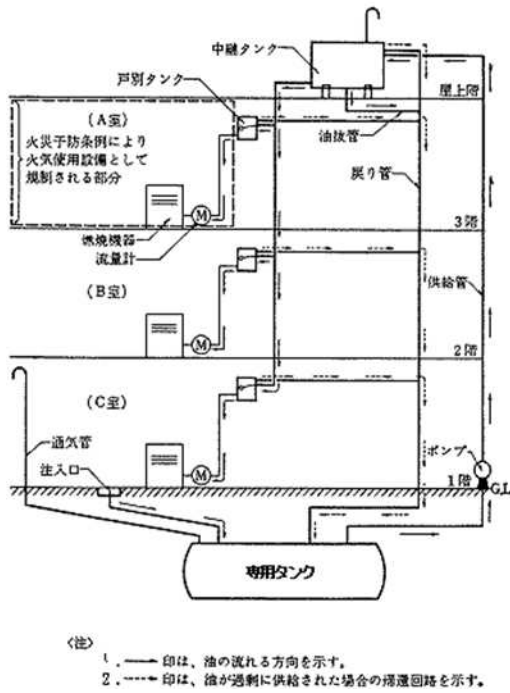
d 中継タンクを有する供給方式

(a) 設置場所は、耐火構造の建築物又は壁、柱、床、はり、屋根及び階段を不燃材料で造った建築物とすること。

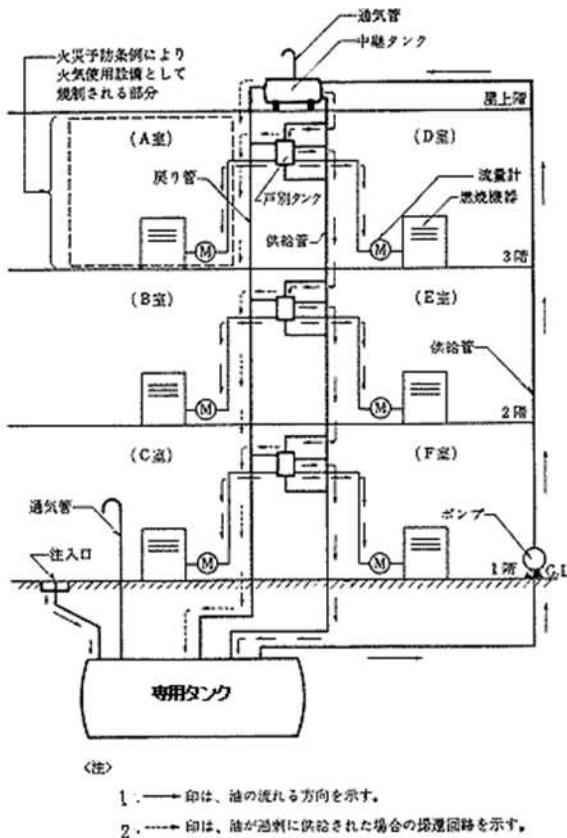
(b) 専用タンクは、危令第 12 条第 1 項（第 3 号を除く。）若しくは第 2 項（同項においてその例によるものとされる同条第 1 項第 3 号を除く。）又は第 13 条第 1 項（第 5 号を除く。）、第 2 項若しくは第 3 項（これらの項においてその例によるものとされる同条第 1 項第 5 号を除く。）の規定の例によること。

◇14 一般取扱所

(c) 中継タンクは、次によること。



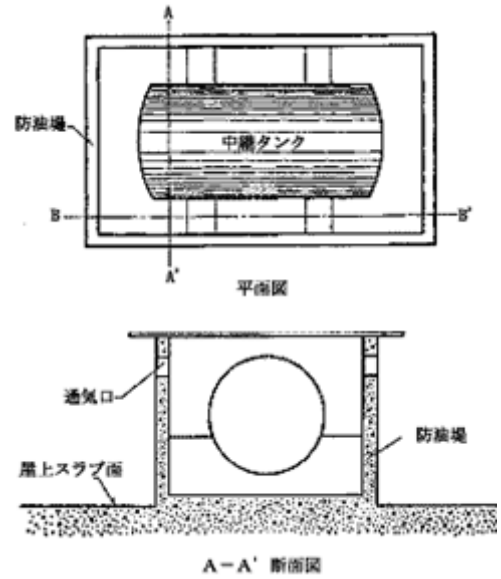
中継タンクを有する方式の燃料系統図（系統例1）



中継タンクを有する方式の燃料系統図（系統例2）

- 1) 一の中継タンクの容量は、1,000L未滿とすること。この場合において、中継タンクは、一の施設につき複数設けることができること。
- 2) 中継タンクを屋上に設ける場合は、灯油等が漏れたときにその流出を防止するため、次により周囲に防油堤を設けること。
- 7) 防油堤の容量は、中継タンクの容量（中継タンクが複数設けられる場合には、最大のもの容量）以上とすること。

- 1) 防油堤は、鉄筋コンクリートで造り、その中に収納された灯油等が当該防油堤の外に流出しない構造であること。
- 7) 防油堤には、雨水の浸入を防ぐ、不燃材料で造った覆いを設けること。
- 1) 防油堤の覆いは、堤内のタンクの点検に支障のない構造であること。



中継タンクの防油堤概略図

- 3) 中継タンクを屋内に設ける場合は、タンク専用室に設けることとし、その室のしきい、せき等の高さは、中継タンクの容量以上の量を収納することができる高さとする。
- 4) 中継タンクには、灯油等のあふれを防止するため、専用タンクに接続された専用の戻り管（当該戻り管を(d)7)に規定する戸別タンクの戻り管と共用する場合を含む。）を設けること。この場合において、戻り管の口径は、専用タンクからの供給用の配管の口径より大きいものとし、自然落下による戻り管の口径は、供給用の配管の1.5倍以上とすること。
- 5) 中継タンクの戻り管には、弁を設けないこと。
- 6) 中継タンクは、1) から 5) までによるほか、危令第11条第4号（特定屋外貯蔵タンク及び準特定屋外貯蔵タンクに係る部分を除く。）、第5号から第9号、第11号及び第12号又は第12条第5号から第8号及び第10号から第11号の規定の例によること。ただし、容量200L以下の中継タンクの

板厚については、厚さ 2.3mm以上の鋼板とすることができる。

(d) 中継タンクと各戸の燃焼機器との間には、戸別タンク（数戸共用のタイプを含む。）を設けること。この場合において、戸別タンクは次によること。

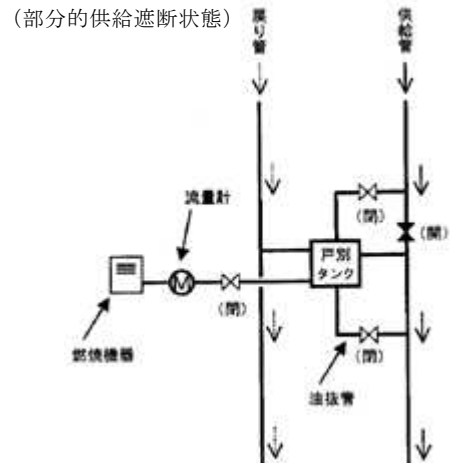
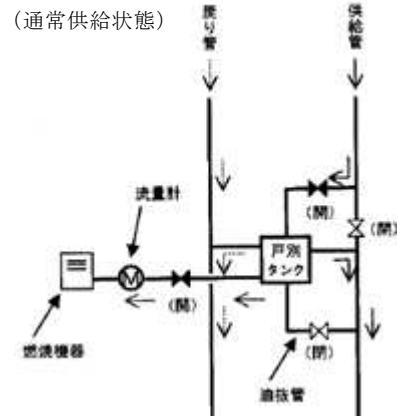
- 1) 戸別タンクの容量は、30L以下とすること。
- 2) 戸別タンクは、厚さ 1.2mm以上の鋼板又はこれと同等以上の機械的性質を有する材料で気密に造ること。なお、通気管は、設けないことができるものであること。
- 3) 戸別タンクは、各戸の住居以外の部分（廊下、階段、踊り場、ホール等の共用部分）から容易に点検でき、避難上支障とならない場所に設けること。
- 4) 戸別タンクの外面には、さびどめのための塗装をすること。ただし、ステンレス鋼その他さびにくい材質で造られたタンクにあっては、この限りでない。
- 5) 戸別タンクは、地震等の際に容易に転倒しないよう固定すること。
- 6) 戸別タンクの架台は、不燃材料で造ること。
- 7) 戸別タンクには、灯油等のあふれを防止するため専用タンクに接続された専用の戻り管を設け、その口径は、供給用の配管の口径より大きいものとし、自然落下による戻り管の口径は、供給用の配管の 1.5 倍以上とすること。ただし、専用の戻り管を設置すると同等の機能を有する配管を設ける場合は、この限りでない。
- 8) 戸別タンクに大気圧を超える圧力がかかった場合に、各戸に設けられる燃焼機器が異常燃焼を防止する機能を有し、又は、戸別タンクと燃焼機器の間に減圧装置が設けられていること。この場合、大気圧を超える圧力として、落差圧力を考慮すれば足りるものであること。

(e) 配管は、危令第 9 条第 1 項第 21 号の規定の例によるほか、次によること。

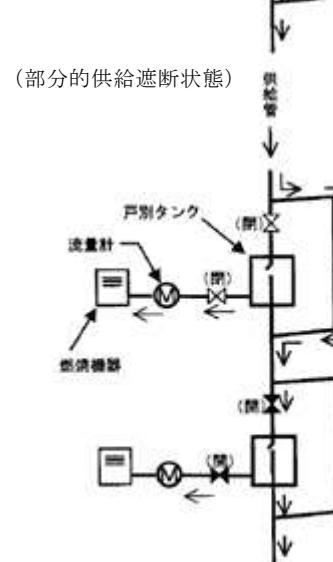
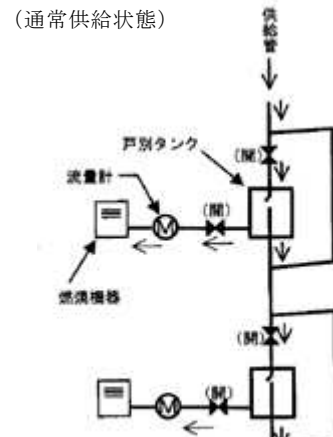
- 1) 配管の接続部分の点検が容易でない場所に設けられる配管及び専用タンクと建築物との連絡部分に設けられる立ち上がり配管の接続は、溶接等によること。
- 2) 配管が建築物の主要構造部を貫通する場合は、その貫通部分に配管の接続部分を設けないこと。
- 3) 配管には、見易い箇所に取扱う危険物の物品名を表示すること。（幅 30cm以上の帯状で、地：黄色、文字：黒色）

なお、当該表示については、室内にある配管にあっては、点検のために設けた開口部にある配管ごとに、屋外にある配管にあっては、見易い箇所に 1 箇所以上表示すること。

- 4) 戸別タンクに灯油等を供給する配管には、戸別タンクごとに緊急の際に容易に灯油等の供給を遮断できる自動又は手動の弁を設けること。
- 5) 戸別タンクに灯油等を供給する配管には、4) の弁を閉鎖することによって当該戸別タンク以外の戸別タンクへの灯油等の供給を遮断しない措置が講じられていること。



燃料供給系統詳細図（系統例 1）

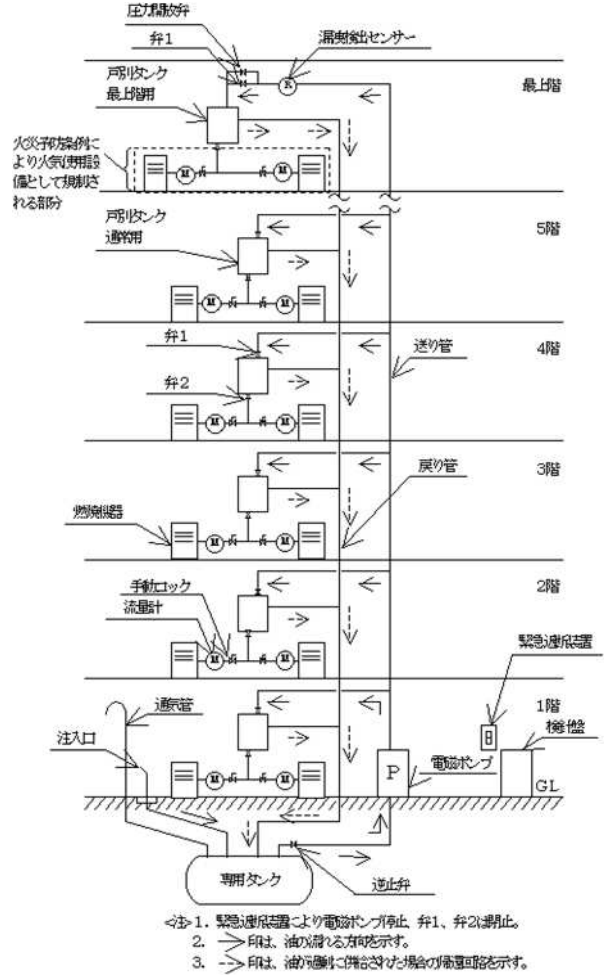


燃料供給系統詳細図（系統例 2）

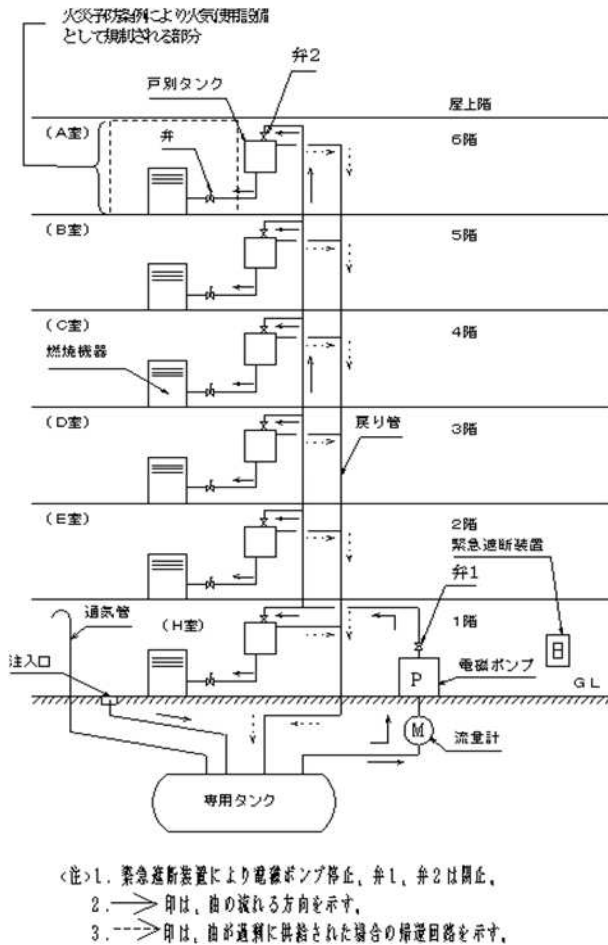
◇14 一般取扱所

- (f) 消火設備は、次によること。
- 1) 専用タンクには、第 5 種の消火設備を 2 個以上設けること。
 - 2) 中継タンクには、第 5 種の消火設備を 1 個以上設けること。
 - 3) 戸別タンクに対する第 5 種の消火設備は、建築物の各階の階段（屋外の非常階段を除く。）の踊り場ごとに、またエレベーターがある場合はそのホールごとに 1 個以上設けること。ただし、階段の踊り場とエレベーターホールが近接している場合は、階段の踊り場に 1 個以上設けることで差し支えない。
- なお、当該消火設備については、法第 17 条の規定により設置することとなる消火設備と兼用することはできないこと。

- (g) その他の設備
- 1) 専用タンクから戸別タンクへ灯油等を供給する系統には、緊急の際、灯油等の供給が遮断できる装置（以下「緊急遮断装置」という。）を設けること。緊急遮断装置については、専用タンクのポンプ設備を停止し、かつ、中継タンクから戸別タンクへの灯油等の供給を同時に遮断できる性能を有すること。
 - 2) 緊急遮断装置には、見易い箇所に緊急遮断装置である旨を表示した標識を設けること。（地：赤色、文字：白色）
- b 中継タンクを有しない供給方式
- (a) 設置場所は、d (a) の例によること。
 - (b) 専用タンクは、a (c) の例によること。
 - (c) ポンプは電磁ポンプとし、次によること。
 - 1) 電磁ポンプは、油漏れのない構造であること。
 - 2) 電磁ポンプには、設定以上の圧力にならないよう圧力調整バルブを設けること。

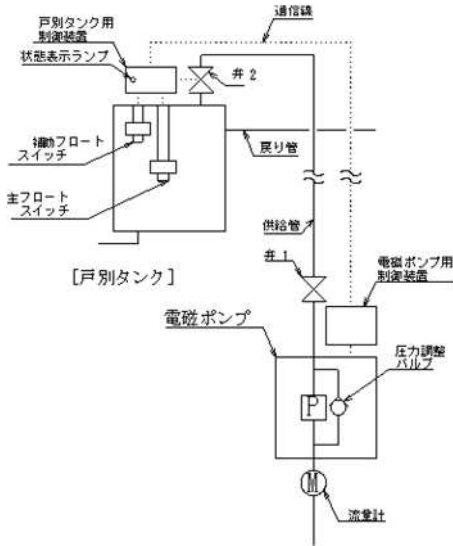


中継タンクを有しない方式の燃料供給施設系統図（系統例 2）

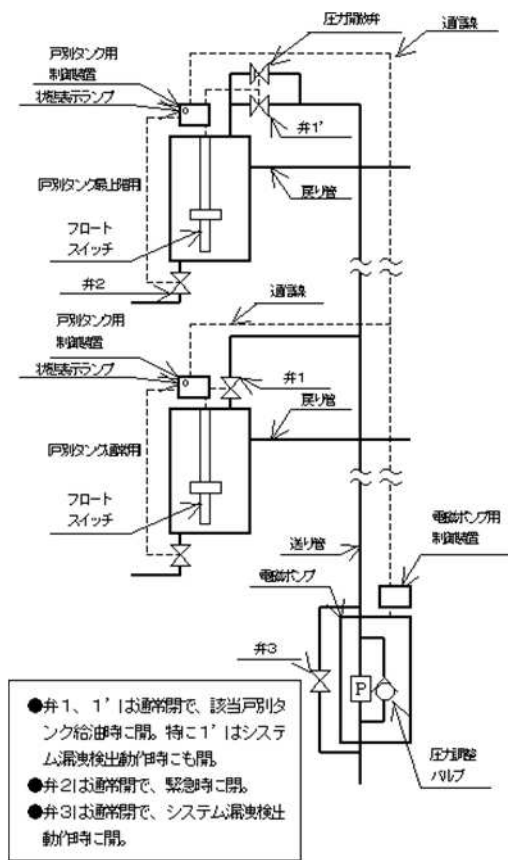


中継タンクを有しない方式の燃料供給施設系統図（系統例 1）

- (d) 戸別タンクは、d (d) の例によるほか、次によること。
- 1) 戸別タンクには、フロートスイッチを設けることとし、液面を次のとおり制御すること。
 - A) フロートスイッチの下限で電磁ポンプが作動し、かつ、当該戸別タンクに燃料を供給する弁が開放すること。
 - B) フロートスイッチの上限で電磁ポンプが停止し、かつ、当該戸別タンクの燃料供給弁が閉鎖すること。
 - C) フロートスイッチの故障に備えて、フロートスイッチの上限を超えた場合の電磁ポンプ停止機能を別途設けること。
 - D) フロートスイッチの作動により電磁ポンプが停止した場合には、戸別タンクに燃料を供給する弁及び電磁ポンプ吐出側の配管に設けられた弁が閉鎖すること。
 - 2) 戸別タンクには、フロートスイッチの状態を表示すること。
 - 3) 戸別タンクには、緊急の際当該タンクへの燃料供給を容易に遮断できる弁を設けること。当該弁は電磁ポンプの最大圧力及び電磁ポンプ停止後の落差圧に十分耐えるものであること。
 - 4) 戸別タンクの設置高さは、燃焼器具から垂直方向に 2.5m 以下とすること。ただし、減圧装置を設けた場合は、この限りでない。
 - 5) 配管は、d (e) によるほか、ポンプ吐出側の配管には、燃料の供給を遮断できる弁を設けること。



戸別タンクと電磁ポンプの詳細図 (方式例 1)



戸別タンクと電磁ポンプの詳細図

- 6) 消火設備は、d (f) 1) 及び 3) によること。
 7) その他の設備は、d (g) 2) によるほか、次によること。
 ア) 緊急の際に、電磁ポンプを停止させ、かつ、戸別タンクの燃料供給弁及び電磁ポンプ吐出側の配管に設けられた弁を閉止させる緊急遮断装置を設けること。
 1) 緊急遮断装置には、d (g) 2) と同様の標識を設けること。
 ウ) 制御回路に異常が発生したときは、燃料の供給を停止すること。
 I) 地下タンクから電磁ポンプまで落差が大きく、又は横引き長さが長いため灯油等を地下タンクから電磁ポンプのみでは有効に吸引できないときに用いる補助的なポンプ

(以下「オイルリフター」という。)を設置する場合は、次によること。

- オイルリフターは、電磁ポンプ以外への燃料供給を行わないこと。
- オイルリフターは、電磁ポンプの吐出能力以上の吸上能力を有すること。
- オイルリフターには、あふれ防止装置（フロート）及び戻り管を設置すること。この場合において、当該戻り管には弁を設けないこと。
- オイルリフターは、十分な容量（概ね 1L 以上）のサービスタンクが設けられているなど、電磁ポンプによる燃料供給に支障のないように措置されていること。

(I) 危険物取扱者に関する事項

危険物施設となる共同住宅等の燃料供給施設においては、法第 13 条第 3 項の規定に従って危険物の取扱いを行う必要があること。

- 専用タンクに危険物を荷卸しする場合は、荷卸しする移動タンク貯蔵所の危険物取扱者と一般取扱所の危険物取扱者の双方が立ち会う必要があること。

b) 通常の燃料消費に伴う危険物の取扱いについても、危険物取扱者による取扱い等が必要であるが、次のいずれかにより運用することとして差し支えないこと。この場合において、当該施設における監視・制御等の方法、これに係る人員・組織等について、あらかじめ明確化されていること。

(a) 明確化する必要のある事項

- 供給設備の監視、制御等を行う場所
- 供給設備の監視、制御等を行う体制
- 供給設備等における火災等の緊急時における連絡体制及び対応体制

(b) 危険物の取扱いについて認められる運用方式

- 危険物取扱者の資格を有する共同住宅等の管理人等が監視・制御等を行う方式（数棟を一括管理している場合を含む。）
- 共同住宅等が管理会社、燃料の販売店等に業務を外部委託し、当該管理会社、販売店等の危険物取扱者が監視・制御等を行う方式（ウに掲げる場合を除く。）この場合において、当該危険物取扱者は、監視・制御等を行う共同住宅等において、異常がないことを 1 日 1 回以上確認すること。
- 電話回線等を活用して、戸別タンクへの灯油等の供給に関する監視・制御等を当該施設の所在する場所と異なる場所において行う方式

なお、危険物の取扱い状況を監視することはできるが、遠隔制御することができない方式にあっては、漏えい等の異常を検知した場合に即応できる体制を構築する必要があること。また、監視・制御等が当該施設の所在する市町村の区域外において行われるときには、当該施設が設置される区域を管轄する市町村長等は、当該施設の監視・制御等をする施設の設置される区域を管轄する市町村長（消防本部及び消防署を置く市町村以外の区域に設置される場合には、当該区域を管轄する都道府県知事）と必要に応じ情報交換等を行う必要があること。

(イ) 既存の施設

平成 15 年 8 月 6 日、現に存する共同住宅等の燃料供給施設については、なお従前の例による。

エ) トラックターミナルの一般取扱所（昭和 57 年 8 月 11 日消防危第 82 号）

(ア) 規制範囲

一般取扱所として規制する範囲は、荷扱場及び停留所・集配車発着所並びに荷扱場と一体の事務所とする。

(イ) 危険物の品名

当該一般取扱所において取扱う危険物は、特殊引火物を除く第 4 類危険物とする。ただし、第 1 石油類及び第 2 石油類は、塗料及び塗料溶剤とする。

(ウ) 危険物の取扱い

◇14 一般取扱所

- a 当該一般取扱所では一般貨物も取扱うことができること。
 - b 危険物の取扱いは、運搬容器入りのままでの荷卸し、仕分け、一時保管及び荷積みに限るものとする。
 - c 前bの取扱場所は、荷扱場に限るものとする。
 - d 一時保管は危険物を置く場所を白線等で明示し、一般貨物と区別して置くものとする。
- (I) 危険物の数量
- a 当該一般取扱所の危険物の数量は、瞬間最大停滞量をもつて算定する。
 - b 危険物取扱数量は、指定数量の50倍以下とする。
- (II) 位置、構造及び設備
- a 保有空地は、危険物を取扱う建築物が壁体のない構造であること。また、危険物の取扱いが貯蔵的要素が大きいこと等から、保有空地は、危令第16条第1項第4号（屋外貯蔵所）の規定を適用する。
 - b 屋根は不燃材で造り、かつ、軽量不燃材でふくが、一部採光のため 網入ガラスを使用する。
 - c 荷扱場の床はコンクリート舗装とするが、荷さばき作業の都合から、貯留設備を設置しないことができること。
なお、排水溝には油分離装置を設置しないことができること。
 - d 荷扱場床面に貯留設備を、又は排水溝に油分離装置を設置しない場合にあっては、その代替として、油吸着剤及び乾燥砂等を備蓄すること。★
- (III) 消火設備
- 消火設備は、危令第20条第1項第1号に該当する一般取扱所にあつては、第1種又は第2種消火設備並びに第4種及び第5種消火設備を、同項第2号に該当するものにあつては、第4種及び第5種消火設備を、同項第3号に該当するものにあつては、第5種消火設備をそれぞれ危令第32条から第32条の3まで、第32条の9、第32条の10（ただし書き部分を除く。）、第32条の11（ただし書き部分を除く。）の規定に基づいて設置すること。
- なお、この場合、1のトラックターミナル荷扱場において、危険物を取扱う運輸業者（テナント）が複数あるものにあつては、当該運輸業者の占有場ごとに第5種消火設備を1個以上設けること。
- (IV) 警報設備
- 自動火災報知設備を設置する。
- (V) 危険物取扱者
- 危険物取扱者は、危険物を取扱う運輸業者（テナント）ごとに1名以上置くものとする。
- (VI) その他
- 上記以外については、法令の定める基準どおりとすること。
- オ 動植物油類の一般取扱所（平成元年7月4日消防危第64号）
- (I) 適用範囲
- a 動植物油類の屋外タンク、屋内タンク又は地下タンク（動植物油類の貯蔵量が10KL以上のものに限る。）に付属する注入口及び当該注入口に接続する配管、弁等の設備で1日に指定数量以上の動植物油類を取扱う場合は適用となる。
一般取扱所の範囲は、注入口からタンクの元弁（元弁がない場合については、配管と貯蔵タンクの接続部）
 - b 動植物油類の屋外タンク、屋内タンク又は地下タンク（動植物油類の貯蔵量が10KL以上のものに限る。）に付属する払出口及び当該払出口に接続する配管、弁等の設備で1日に指定数量以上の動植物油類を取扱う場合は、払出先の形態に応じて適用となる場合がある。
例1 払出先が製造所等の場合は、払出先の附属配管となる。
例2 払出先が複数の少量危険物施設の場合は、1日に危険物が指定数量以上通過する配管は、一般取扱所となる。
- (II) 保安距離
- 保安距離は、「外壁又はこれに相当する工作物の外側」までの間に確保する必要がある。
- (III) 保有空地
- 危令第9条第1項第2号に「危険物を移送するための配管その他これに準ずる工作物を除く」とあることから、適用しない。
- (I) 構造設備の基準
- 配管部分については、危令第9条第1項第21号の配管の基準による。
- カ ナトリウム・硫黄電池施設（平成11年6月2日消防危第53号）
- (I) ナトリウム・硫黄電池（以下「NAS電池」という。）
- NAS電池とは、第2類の危険物の硫黄と第3類の危険物のナトリウムを密閉した金属円筒管に収めた電池（以下「単電池」という。）を複数組み合わせた電池（以下「モジュール電池」という。）として使用されるものをいう。
- (II) 特例の適用要件
- a 当該施設に使用する単電池及びモジュール電池は、火災安全性能を有するものであること。
なお、危険物保安技術協会が実施する試験確認の試験基準に適合したものは、火災安全性能を有するものとする。
 - b 当該施設には、NAS電池及び関連する電気設備等（直交変換装置、変圧器、遮断機、開閉器、直交変換制御装置等）（以下「電池施設」という。）以外の設備等を設置しないこと。
- (III) 規制範囲等
- a NAS電池を専用の建築物に設置する場合
危令第19条第1項の一般取扱所とすること。
 - b NAS電池を屋外のキュービクルで設置する場合
NAS電池を収めた屋外の金属性キュービクルは、工作物ではなく建築物とみなし、当該電池施設を危令第19条第1項の一般取扱所とすること。
なお、金属性キュービクルの給換気口等の開口部にFDが付く場合は耐火構造として扱うこと。
 - c NAS電池を建築物の一部に設置する場合
設置する部屋を危令第19条第1項の一般取扱所とすること。
- (I) 構造、設備等
- a NAS電池を建築物の一部に設置する場合
電池設備が、次の(a)及び(b)の基準に適合するものは、危令第19条第1項において準用する危令第9条第1項の基準のうち第1号、第2号及び第4号並びに危令第20条第1項の規定を適用しない。
 - (a) 保有空地
電池施設の建築物が壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とした建築物以外の建築物である場合には、電池施設の建築物の周囲に3m以上の幅（当該建築物の外壁から3m未満の場所に防火上有効な塀を設ける場合には、当該塀までの幅）の空地を保有すること。
 - (b) 消火設備
 - 1) 危令別表第5に定める電気設備の消火に適用する第5種の消火設備を電池施設の床面積100㎡以下ごとに1個設置していること。
 - 2) 電池施設の床面積が200㎡以上となる場合には、危令別表第5に定める電気設備の消火に適用する第3種の消火設備を設置すること。
 - b NAS電池を屋外のキュービクルで設置する場合
電池施設が、次の(a)から(c)の基準に適合するものは、危令第19条第1項において準用する危令第9条第1項の基準のうち第1号、第2号及び第4号並びに危令第20条第1項の規定は適用しない。
 - (a) 保有空地
NAS電池のキュービクルが耐火構造（開口部にFDがない場合）以外である場合には、周囲に3m以上の幅（当該キュービクルの外壁が

ら 3m未満の場所に防火上有効な塀を設ける場合には、当該塀までの幅)の空地を保有すること。

なお、電気設備をNAS電池の保有空地外に設ける場合は、電気設備等の周囲に保有空地を必要としないこと。

- (b) 消火設備
前記 a、NAS電池を専用の建築物に設置する場合の消火設備に準じること。
- (c) 警報設備
自動火災報知設備を設ける場合は、感知器をキュービクル内の火災の発生を有効に感知することができる場所に設置すること。ただし、次の要件を満たした場合に限り、交直変換装置内に感知器を設置する必要がないこと。
 - 1) 交直変換装置内に温度センサーを設ける。
 - 2) 前 1 のセンサーからの信号を遠隔監視場所、又は防災センター等の常時人のいる場所に移報し、異常の際警報が発せられるシステムを設ける。
 - 3) NAS電池を設けるキュービクル内に感知器を設ける。

c NAS電池を建築物の一部に設置する場合
電池施設の範囲を建築物の一部に設ける室に限る場合、当該施設のうち、その位置、構造及び設備が次の(a)から(c)の基準に適合するものは、危令第 19 条第 1 項において準用する危令第 9 条第 1 項の基準のうち第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 8 号まで並びに危令第 20 条第 1 項の規定は適用しない。

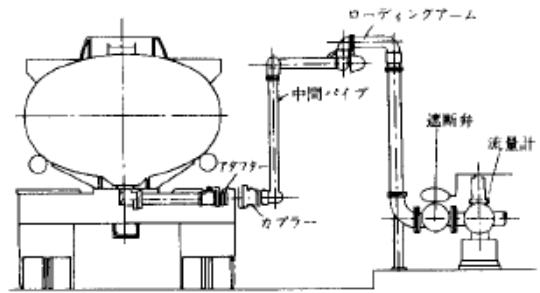
- (a) 建築物の構造
NAS電池を設置する室は、壁、柱、床、及び屋根(上階がある場合には、上階の床)を耐火構造とすること。
- (b) 窓及び出入口
NAS電池を設置する室の窓及び出入口には、防火設備を設けること。ただし、延焼のおそれのある外壁及び当該室以外の部分との隔壁には、出入口以外の開口部を設けないこととし、当該出入口には、自閉式の特防火設備を設けること。また、当該室の窓又は出入口にガラスを用いる場合は、網入りガラスとすること。
- (c) 消火設備
前記 a、NAS電池を専用の建築物に設置する場合の消火設備に準じること。

(d) 遠隔監視の要件
電池施設の監視、制御等を当該施設の所在する場所と異なる場所において行う場合の要件は、次によること。

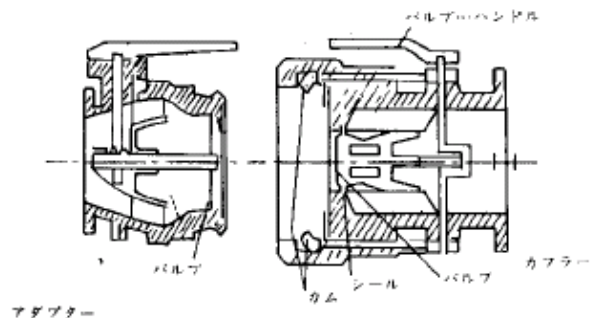
- a 制御に係る措置
 - (a) 次に掲げる異常又は回路遮断等(以下「異常時等」という。)が発生した場合に、一般取扱所内に設置する制御装置により運転を停止し、かつ、負荷回路を自動的に遮断する措置が講じられること。
 - 1) 電池温度異常
 - 2) 電池電圧異常
 - 3) 電池電流異常
 - 4) 制御装置異常
 - 5) 遠隔監視場所への運転状況データ通信用の公衆回線遮断
 - (b) ヒーター故障が発生した場合に、ヒーター回路を自動的に遮断する措置が講じられること。
- b 監視に係る措置
 - (a) NAS電池は、監視、制御等の危険物取扱を当該施設の所在する場所と異なる場所で行うことができること。この場合、主管課は当該電池の監視、制御等をする施設の設置される区域を管轄する市町村長等と必要に応じ情報交換等を行うものとする。
 - (b) 制御に係る措置(a)の異常又は故障が発生した場合に、警報を発生し、かつ、警報内容が随時表示できる監視装置が設けられていること。また、警報が発せられた場合には、危険物第 2 類及び第 3 類を取扱うことができる危険物取扱者によ

り必要な対応が随時とれること。

- (c) 公衆回線遮断時においてもNAS電池の製造メーカー及び現場確認する電力会社の営業所等に連絡・通報できる通信機器(携帯電話を含む。)があること。
 - (d) 緊急連絡先の掲示
 - a 掲示場所は、一般取扱所の入口又は入口直近の見やすい場所とすること。
 - b 掲示内容は、次の事項を記載すること。
 - (a) 遠隔監視場所の所在地、電話番号及び担当者の氏名
 - (b) 遠隔監視場所において制御装置から異常を監視装置に移報された場合に、現場確認又は初期対応させるために緊急連絡する電力会社の営業所等及びNAS電池製造メーカーの所在地、電話番号及び担当責任者の氏名
 - (e) その他
 - a 警報設備を設置する場合で、次に該当するものは遠隔監視場所に警報を発生することができること。
 - (a) NAS電池を前記(り) a 又は b により設置する場合で無人となるもの
 - (b) NAS電池を前記(り) c により設置する場合で防災センター等がないもの
 - b 危険物保安技術協会が実施する試験確認の試験基準に適合したNAS電池にあっては、試験確認結果通知書(写)を申請書に添付させること。
- キ ローリー積場
- (ア) ボトムローディング方式による危険物積み込み設備の構造(昭和 57 年 2 月 5 日消防令第 15 号)
 - a 移動タンク貯蔵所の底部に配管を設け、それにより危険物を積み込む設備であり、積み込み用のローディングアームは、図に示すようなものがある。
 - b 中間のパイプの代わりにメタルで補強されたフレキシブルホースを用いる場合は、フレキシブルホースの構造を昭和 56 年 3 月 9 日消防令第 20 号「可撓管継手の設置等に関する運用基準について」の別添「可撓管継手に関する技術上の指針」に準じたものとする。
 - c ローディングアームの先端にはカブラーを取付け、タンクローリーの配管の先端に設けられたアダプターに緊結した後、ローリーのタンク底弁を開いて危険物を積み込む方式とする。
 - d カブラーとアダプターの構造
カブラーとアダプターの構造は、図のとおり。



積み込み設備とローディングアーム



カブラーアダプターの構造図

- (イ) 充てんを行う一般取扱所の直上部に建築物を設けることについて(昭和 47 年 1 月 7 日消防令第 6 号)

◇14 一般取扱所

- 第4類第3石油類(C重油)をタンクローリーに充てんする一般取扱所の直上部に建築物を設けることは認められない。
- (f) ローリー積場内の残ガス排出設備設置について(昭和56年10月6日消防危第129号)
- a 吸引ブローアーにより吸引されたタンクローリー内のガスはローリー出荷場の屋根上(GL上6.5m)より2mの高さから排出される。
- b 機器については、耐圧防爆型を使用する。
- c 静電気対策を行う。
- (I) 保有空地(昭和38年8月1日自消丙予発第44号)
- 敷地の広さから、空地の幅を保有できない場合に、周囲に耐火へいを設けても、緩和の措置をとることはできない。
- ク 海水油濁防止するための廃油処理施設(昭和48年8月2日消防予第120号)
- (f) バラストタンク、オイルセパレーター、ガードベースン等の廃油処理施設の全てを一般取扱所とする。
- (I) 消火設備は、第4種及び第5種消火設備を設置すること。
- (f) バラストタンクには防油堤を設置しなくてもよい。
- (I) スロップオイルタンクは屋外タンク貯蔵所とする。
- ケ タンク貨車へ詰替え
- (f) タンク貨車から移動タンク貯蔵所への指定数量以上の危険物を詰替え、又は移動タンク貯蔵所からタンク貨車への詰替えは、一般取扱所において取扱う必要があること。(昭和41年2月8日自消丙予発第44号)
- (I) エチルアルコールを移動タンク貯蔵所からアルコール専用運搬貨車(37.8KL容量)に詰め替える一般取扱所の保有空地及び消火設備は次による。
- a 軌道敷を含む範囲を保有空地と認める。
- b 粉末を放射する大型消火器(毎秒0.6Kg以上の放射率で、かつ、60秒間以上連続して有効に放射できるもの)を1以上設けるほか、危則第33条第2項第2号の規定により第5種消火設備を設けるときは、第3種消火設備に代替するものと認める。
- なお、タンク貨車にエチルアルコールを注入するときは、移動タンク貯蔵所の原動機を停止させなければならない。(昭和58年11月16日消防危第118号)
- コ トラック上でドラム缶に危険物を充填する行為(昭和42年6月5日自消丙予発第44号)
- 次のすべての条件を満たす場合は認められる。
- (f) 引火点40℃以上の危険物であること。
- (I) 電磁式液圧弁流量計(200Lマイクロスイッチ内臓)を設けること。
- (f) 自動閉止装置付ノズルを使用すること。
- (I) 一般取扱所全体を覆う固定式消火設備を設けるとともに、第4種、及び第5種消火設備を設けること。
- サ 固定注油設備
- (f) 注油速度(昭和54年1月18日消防危第8号)灯油の詰替えの一般取扱所の注油設備の吐出量は、毎分60Lを限度とする。
- (I) 注入管(平成7年2月6日消第4742号)危則第25条の2第2号ホで、タンクローリーに注入する固定注油設備に注入管を設けることが義務化されたが、ポンプの最大吐出量に係わらず全てのタンクローリーに注入する固定注油設備に設置を要する(平成7年2月6日消第4742号)。
- シ 油圧装置の一般取扱所(昭和56年10月7日消防危第134号)
- オイルタンク(第4類第4石油類(オイル)12、000L)を設置し、オイルポンプ、オイル清浄機、オイルクーラー、プレス機等を設置する場合は、全般にわたって一般取扱所として規制される。
- なお、1日の取扱い(工程中の流動油)数量の量を問わない。
- ス 溶剤回収装置(昭和59年6月8日消防危第54号)
- 印刷工場の印刷工程で発生する有機溶剤を含む排ガスから溶剤回収装置により指定数量以上の溶剤を回収する場合は、印刷工場に係る一環した危険物の取扱いに該当するものであるため、溶剤回収装置を含め1の一般取扱所として規制される。
- 有機溶剤の蒸気を回収して液化させる危険物の取扱いは、危険物の製造には該当しない。
- (2) 危則第19条第2項を適用することができる一般取扱所
- ア 塗装、印刷、塗布の一般取扱所
- (危則第19条第2項、危則第28条の54第1号、危則第28条の55)
- (f) 該当する作業形態としては次のようなものがあるが、機械部品の洗浄作業は含まれない。
- a 焼付塗装、静電塗装、はけ塗り塗装、吹付塗装、浸漬塗装等の塗装作業
- b 凸版印刷、平板印刷、凹版印刷、グラビア印刷などの印刷作業
- c 光沢加工、ゴム糊・接着剤などの塗布作業
- (I) 危則第28条の55第2項第2号に規定する「これと同等以上の強度を有する構造」には、平成12年建設省告示第1399号第1号の1のトに適合する壁(75mm以上の軽量気泡コンクリート製パネル)が含まれるものであること。
- (f) 可燃性蒸気又は可燃性微粉を屋外の高所に排出する設備については、「◇15 換気設備等」の例によること。
- イ 洗浄作業の一般取扱所
- (危則第19条第2項、危則第28条の54第1号の2、危則第28条の55の2)
- (f) 前記ア(f)、(f)によること。
- (I) 指定数量の倍数が10未満の場合には、危則第28条の55の2第2項若しくは第3項又は危則第19条第1項のいずれの基準も選択することができる。
- (f) 過熱を防止することができる装置には、過熱する設備を温度制御装置により一定温度以上になった場合に停止させるもの、オイルクーラー(水冷、空冷等)や低温体又は気体内にコイル配管を挿入し、温度を低下させる装置等がある。
- (I) 洗浄作業には、危険物を吹き付けて行なうもの、液体に浸すもの、液体と一緒にかく拌するものなどがあり、洗浄されるものは、原則として非危険物の固体に限られる。
- (f) 洗浄装置には、液面検出器、可燃性蒸気検知器又は不活性ガス注入装置などの安全装置を設けるよう指導する。★
- ウ 焼入れ、放電加工機の一般取扱所
- (危則第19条第2項、危則第28条の54第2号、危則第28条の56)
- ア(f)(危則第28条の56第2項第1号における場合)、(f)によるほか、次によること。
- (f) 指定数量の倍数が10未満の施設については、危則第28条の56第2項若しくは第3項又は危則第19条第1項のいずれの基準を選択することができる。
- (I) 焼入れ装置には、加熱装置(炉)及び焼入れ槽が一体となったもの、分離しているものがあるが、いずれも本基準を適用することができる。
- (f) 放電加工機には、次に掲げる安全装置を設置するよう指導する。★
- a 液温検出装置
- 加工液の温度が設定温度(60℃以下)を超えた場合に、直ちに加工を停止することができる装置
- b 液面検出装置
- 加工液の液面が設定位置(工作物の上面から50mm)より低下した場合に、直ちに加工を停止できる装置
- c 異常加工検出装置
- 極間に炭化物が発生、成長した場合に、直ちに加工を停止することができる装置
- d 自動消火装置
- 加工中における火災を熱感知器等により感知し、消火剤を放射する固定式の消火装置をいい、「消防防災用設備等の性能評価について」(昭和57年11月30日消防予第243号消防庁予防救急

課長通知)に基づき性能評価されたものを含む。

- (I) 危険物保安技術協会が実施した放電加工機の本体(安全装置を含む。)に係る試験確認の適合品は、前(ウ)に掲げる基準に適合しているものとする。

なお、確認済機種にあっては、概略図書類を添付することで足りるものであること。

エ ボイラー・バーナー等の一般取扱所

(危令第 19 条第 2 項、危則第 28 条の 54 第 3 号、危則第 28 条の 57)

ア(イ) (危則第 28 条の 57 第 2 項第 1 号において準用する場合)、(ウ)及びイ(ウ)によるほか、次によること。

- (ウ) 危則第 28 条の 54 第 3 号に規定する「ボイラー、バーナーその他これらに類する装置」にはディーゼル発電設備等が含まれる。(平成元年 7 月 4 日消防危第 64 号)

なお、航空機や自動車等のエンジンの性能試験を行う装置は、これらに該当せず、危令第 19 条第 1 項により規制すること。

- (イ) 指定数量の倍数が 30 未満の施設については、危則第 28 条の 57 第 2 項又は危令第 19 条第 1 項のいずれかの基準を、10 未満の施設については、危則第 28 条の 57 第 2 項、3 項若しくは 4 項又は危令第 19 条第 1 項のいずれかの基準を選択することができる。

- (ウ) 危則第 28 条の 57 第 2 項第 2 号に規定する「地震時及び停電時等の緊急時に危険物の供給を自動的に遮断する装置」には、次の装置が該当するものであること。

a 対震安全装置

地震動を有効に検出し危険な状態になった場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復旧方法は手動式であること。

なお、対震安全装置は、公的機関等により性能の確認されているものを設置するよう指導する。★

b 停電時安全装置

作業中に電源が遮断された場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で再通電された場合でも危険がない構造であること。

c 炎監視装置

起動時にバーナーに着火しなかった場合、又は作動中に何らかの原因によりバーナーの炎が消えた場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復旧方法は手動式であること。

d からだき防止装置

ボイラーに水を入れずに運転した場合、又は給水が停止した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置であること。

e 過熱防止装置

温度調節装置(平常運転時における温水、蒸気温度又は蒸気圧力を調節できる装置)の機能の停止、又は異常燃焼等により過熱した場合に、危険物の供給を自動的に遮断する装置で復旧方法は手動式であること。

- (I) 地震時又は停電時等の緊急時に消防用設備等の非常電源として使用する自家発電設備について、次の要件を満たす場合は、サービスタンクに残存する危険物により発電設備等を一時的に稼働させてもよい。

- a 危険物施設には十分な耐震性を有するような措置を講ずること。

- b 指定数量未満の危険物を取扱うタンク(サービスタンク)を設けること。

- c 地震時又は停電時等の緊急時に危険物の供給を自動的に遮断する装置を、危険物を取扱うタンク(サービスタンク)の直近(貯蔵タンク側)に設けること。

- (ウ) 危険物を取扱うタンクの周囲に設ける囲いの容量等は、危険物が漏れた場合にその流出を防止するため、タンクの全量を収納できるものとする。★

- (カ) 同一建物内においてボイラー、バーナー等の一般取扱所のある室内以外に設ける指定数量 5 分の 1 以上のタンクは、20 号タンクに該当せず、条例によること。

- (キ) 屋上に設置するボイラー、バーナー等の一般取扱所については、次によること。(危令第 19 条第 2

項、危則第 28 条の 54 第 3 号、危則第 28 条の 57 第 4 項)

a 適用範囲

- (a) 発電機、原動機、燃料タンク、制御装置及びこれらの附属装置(以下「発電装置等」という。)で危険物(引火点 40℃以上の第 4 類の危険物に限る。)を消費する一般取扱所で指定数量の倍数が 10 未満のもの。

- (b) 基準に適合する場合は、複数の発電設備等の一般取扱所を設けることができるものであること。

- (c) 複数の許可施設とする場合、各々の発電装置等は一の許可施設単位ごとに設置するものとし、一の発電装置等を複数の許可施設で共用することはできないものであること。

b 設備等

- (a) 危則第 28 条の 57 第 4 項第 3 号に規定するキュービクル式設備(内蔵タンクを含む。)の流出防止の囲いは、キュービクル式設備の鋼板等の外箱を代替とすることができる。

- (b) ボイラー・バーナー等は、避難上支障のない位置に設けるよう指導する。★

- (c) ボイラー設備の周囲にはフェンスを設けるなど、関係者以外の者がみだりに出入りできないよう必要な措置を講ずるよう指導する。★

c 危険物を取扱うタンク

- (a) 屋外にあるタンクに雨覆い等を設ける場合には不燃材料とし、タンクの周囲には、点検できる十分なスペースを確保すること。

- (b) タンクには、危険物の過剰注入を防止するために、戻り専用管(自然流下による管にあっては、給油管の径のおおむね 1.5 倍以上の径を有するものとし、かつ、弁を設けないこと。)等の設置を指導する。★

- (c) タンクの周囲に設ける囲いの容量は、同一の囲い内にある最大タンクの全量又は危則第 13 条の 3 第 2 項第 1 号に規定する容量のうちいずれか大なる量とするよう指導する。★

d 配管

危険物配管は、危令第 9 条第 1 項第 21 号の規定によるほか、次により指導する。★

- (a) 配管は、地震、建築物等の構造等に応じて損傷しないよう緩衝措置を設ける。

- (b) 配管は、送油圧力や地震等に対して十分強度を有するとともに、切損等により危険物が漏えいした場合、すみやかに漏油を検出し、送油を停止できる措置等を講ずること。

- (c) 配管の接合は、原則として溶接継手とし、電気、ガス配管とは十分な距離を保つこと。

- (d) 危険物の配管を新設又は改修する場合には、地下貯蔵タンクから 20 号タンク、又は 20 号タンクからボイラーの間に流量計を設置するよう指導する。★

e 流出防止措置

- (a) 流出油の拡散を防止するため、油吸着剤等を備えるよう指導する。★

- (b) キュービクル式のもので油が外部に漏れない構造のものは、貯留設備、油分離装置を省略することができる。

f 採光及び照明

危則第 28 条の 57 第 4 項第 4 号に規定する採光及び照明は、当該設備の点検等において十分な明かりが採れる場合に限り、省略することができる。

g 避雷設備

避雷設備は、指定数量の倍数が 10 未満の場合であっても設けるよう指導する。★

h 消火設備

ボイラー・バーナー等を建築物の高さが 31m を超える場所に設置する場合には、第 3 種の固定消火設備を設けるよう指導する。★

i その他

- (a) 異常燃焼等が発生した場合には、常時、人のある場所に警報を発することができる設備を設けるよう指導する。★

◇14 一般取扱所

(b) 自家発電設備を建物屋上の端に設置する場合、空間は保有空地とみなせず、周囲に 3m以上の保有空地を確保すること。また、施設の高さ以上の耐火構造の塀を設けた場合は、当該塀を耐火構造の壁とみなし、当該塀までが保有空地となる（平成 15 年 3 月 27 日消第 4576 号）。

オ 充てんの一般取扱所

（危令第 19 条第 2 項、危則第 28 条の 54 第 4 号、危則第 28 条の 58）

(f) 危険物を車両に固定されたタンクに注入するための設備（以下「充てん設備」という。）と危険物を容器に詰め替えるための設備（以下「詰替え設備」という。）とを兼用する場合には、危険物の空地も兼用することができる。

(g) 充てん設備の周囲に設ける空地及び詰替え設備の周囲に設ける空地に講ずる滞留及び流出を防止する措置は、兼用することができる。

(h) 詰替え設備の周囲に設ける空地では、車両に固定されたタンクに危険物を注入することはできないものである。

(i) 詰替え設備として固定された注油設備を設ける場合には、危則第 25 条の 2（第 2 号ハからヘまで及び 4 号を除く。）に掲げる固定給油設備等の構造基準の例によるよう指導する。★

(j) 詰替え設備には、ノズル配管に急激な圧力がかかるのを防止するため低流量器等を設けるよう指導する。★

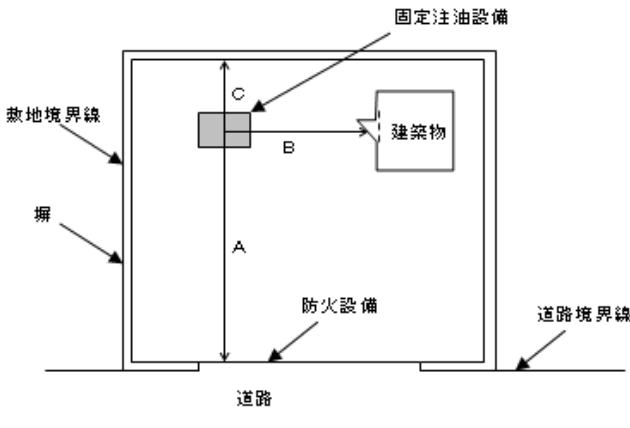
カ 詰替えの一般取扱所

（危令第 19 条第 2 項、危則第 28 条の 54 第 5 号、危則第 28 条の 59）

(f) 危険物の保有は、地下専用タンクに限られるものであること。

(g) 危則第 28 条の 59 第 2 項第 5 号において、地下専用タンクは、タンク室に設置し、又は危険物の漏れを防止する構造により、若しくは危険物の漏れを常時検知することができる措置を講じて地盤面下に設置するものであること。

(h) 危則第 28 条の 59 第 2 項第 8 号に規定する敷地境界線とは、一般取扱所として許可を受けることとなる敷地の境界であり、設置者が所有等をする隣地境界線とは異なること。



凡例	
A : 道路境界線からの距離	
注油ホース長に 1m 加えた長さ以上	
B : 建築物からの間隔	2m 以上
C : 敷地境界線からの間隔	1m 以上

詰替えの一般取扱所

(I) 当該敷地を耐火構造の建築物（製造所等以外の用途に供する自己所有の建築物であって、一般取扱所の地盤面からの高さが 2.0m 以下に開口部がないものに限る。）に接して設ける場合は、当該建築物の外壁を当該施設の塀とみなすことができる。

なお、高さ 2m を超える部分に設ける開口部には、

防火設備を設けること。

(f) 危則第 28 条の 59 第 2 項第 8 号に規定されている離隔距離は防火塀を設けた場合でも緩和されない。（平成 7 年 2 月 6 日消第 4742 号）

(g) 同一敷地内には、複数の当該施設を設けることができること。

(h) その他

a 小口詰め替え専用の一般取扱所として平成 2 年 5 月 22 日以前に設置完了している施設は、改めて詰替えの一般取扱所としての許可を受ける必要はなく、危令第 19 条第 1 項の一般取扱所（特例適用施設）として規制される。（平成元年 3 月 1 日消防危第 14 号）

b 小口詰め替え専用の一般取扱所において、敷地の拡張、上屋の新設又は増設、固定注油設備の増設等施設の規模を大きくする場合には、原則として当該一般取扱所を危令第 19 条第 2 項第 5 号の一般取扱所に変更しなければならないこと。（平成元年 3 月 1 日消防危第 14 号）

c 詰替えの一般取扱所内に灯油販売用自動券売機の設置は認められない。（平成 15 年 3 月 27 日消第 4576 号）

d 詰替えの一般取扱所の外側に近接して、雨よけのために建基法による建築物に該当する不燃材料で造った屋根を設置した場合、当該屋根が全て不燃材料であれば、延焼のおそれある建築物に該当しない。（平成 15 年 3 月 27 日消第 4576 号）

キ 油圧装置又は潤滑油循環装置を設置する一般取扱所（危令第 19 条第 2 項、危則第 28 条の 54 第 6 号、危則第 28 条の 60）

ア(i)（危則第 28 条の 60 第 3 項第 3 号において準用する場合を含む。）、(j)によるほか、次によること。

(f) 指定数量の倍数が 50 未満の施設については、危則第 28 条の 60 第 2 項若しくは第 3 項又は危令第 19 条第 1 項のいずれの基準を、指定数量の倍数が 30 未満の施設については、危則第 28 条の 60 第 2 項、第 3 項若しくは第 4 項又は危令第 19 条第 1 項いずれかの基準を選択することができる。

(g) 油圧装置等に内蔵されているもの以外で指定数量の 5 分の 1 以上の地下タンクを除く別置タンクは 20 号タンクに該当する。

ク 切削・研削油等を設置する一般取扱所

（危令第 19 条第 2 項、危則第 28 条の 54 第 7 号、危則第 28 条の 60 の 2）

(f) 切削装置等には、旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤などの工作機械があり、切削・研削油等の危険物を用いるものである。

(g) 切削・研削油等は、工作機械で被工作物（金属製の棒や板等）の切削や研削加工において、工具と切り屑との摩擦の低減（潤滑油用）、冷却等を行う場合に用いるものである。

(h) ア(i)（危則第 28 条の 60 の 2 第 2 項の場合）、(j)及びイ(i)によるほか、次によること。

指定数量の倍数が 30 未満の施設については、危則第 28 条の 60 の 2 第 2 項又は危令第 19 条第 1 項のいずれの基準を、指定数量の倍数が 10 未満の施設については、危則第 28 条の 60 の 2 第 2 項若しくは第 3 項又は危令第 19 条第 1 項のいずれの基準を選択することができる。

ケ 熱媒体油循環装置を有する一般取扱所

（危令第 19 条第 2 項、危則第 28 条の 54 第 8 号、危則第 28 条の 60 の 3）

ア(i)（危則第 28 条の 60 の 3 第 2 項の場合）及びイ(i)によるほか、次によること。

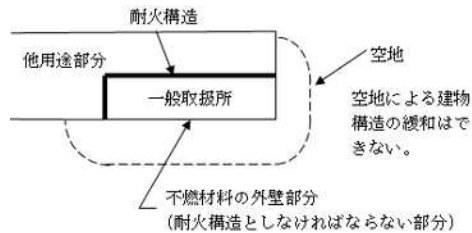
(f) 危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止する構造にタンクを用いる場合、指定数量の 5 分の 1 以上のタンクは、20 号タンクに該当する。

(g) 熱媒体油を引火点以上に加熱する場合には、第 3 種消火設備を設けるよう指導する。★

コ 吹付塗装作業等の一般取扱所

(f) 危則第 28 条の 55 第 2 項第 2 号に「危険物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、床、はり及び屋根を耐火構造とする」と規定されているが、図の

ように空地があり、延焼のおそれのある建築物が存在しない場合であっても、基準の特例により、当該外壁を不燃材料で造ることは認められない（平成元年7月4日消防危第64号）。



- (1) 危則第 28 条の 55 第 2 項第 2 号及び第 28 条の 56 第 2 項第 1 号に規定する他の部分との区画壁に、防火上有効にダンパー等を設けた換気又は排出設備を設けることができる。（平成元年 7 月 4 日消防危第 64 号）

サ その他

- (7) 高層建築物の地階等に一般取扱所を設ける場合（屋上に設ける一般取扱所を除く。）の避雷設備にあっては、J I S A 4201-1992「建築物等の避雷設備（避雷針）」に規定する「3. 2 鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造の被保護物に対する避雷設備」の基準により設置することができる。
- (4) 多用途区画を貫通する配管、電線、給排気ダクト等は、埋め戻し等の措置を行うこと。
- (5) 1 棟の建築物の中に危令第 19 条第 2 項に規定する位置、構造及び設備の技術上の基準に適合した一般取扱所を複数設置することができる。（平成元年 7 月 4 日消防危第 64 号）
- (1) 吹付塗装作業工程と連続する工程が存在し、危険物を取扱うのは吹付塗装工程のみである場合、連続する工程を含めて危令第 19 条第 2 項第 1 号の一般取扱所とする。（平成元年 7 月 4 日消防危第 64 号）
- (4) 同一作業室内において、指定数量以上 10 倍未満の危険物を消費するボイラー設備と指定数量未満の高引火点危険物を用いる油圧装置が混在している場合、両設備を併せて危令第 19 条第 2 項の一般取扱所とし、危則第 28 条の 57 に定める技術上の基準を適用することはできない。（平成元年 7 月 4 日消防危第 64 号）
- (4) 危則第 28 条の 56 第 3 項第 2 号、第 28 条の 57 第 3 項第 1 号及び第 28 条の 60 第 4 項第 1 号に規定する危険物を取扱う設備から 3m 未満となる建築物の壁及び柱が耐火構造である場合の当該範囲は、当該設備から水平距離 3m 未満となる範囲に存在する壁及び柱をいう。（平成元年 7 月 4 日消防危第 64 号）
- (3) 複数の取扱形態を有する一般取扱所（平成 10 年 3 月 16 日消防危第 28 号）
- ア (7) a から g までに掲げる危険物の取扱形態のみを複数有する一般取扱所であって、(1) 及び(4)に適合し、かつ、イ(4)から(7)までに適合するものには、危令第 19 条第 1 項において準用する危令第 9 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 11 号までの規定(7) e 及び f に掲げる取扱形態のみの取扱形態を有する一般取扱所にあつては第 18 号及び第 19 号の規定を含む。)を適用しない。
- (7) 危険物の取扱形態
- 塗装、印刷又は塗布のために危険物〔第 2 類の危険物又は第 4 類の危険物（特殊引火物を除く。）に限る。〕を取扱う形態
 - 洗浄のために危険物（引火点が 40℃以上の第 4 類の危険物に限る。）を取扱う形態
 - 焼入れ又は放電加工のために危険物（引火点が 70℃以上の第 4 類の危険物に限る。）を取扱う形態
 - ボイラー、バーナーその他これらに類する装置で危険物（引火点が 40℃以上の第 4 類の危険物に限る。）を消費する取扱形態
 - 危険物を用いた油圧装置又は潤滑油循環装置

（高引火点危険物のみを 100℃未満の温度で取扱うものに限る。）としての危険物の取扱う形態

f 切削油として危険物を用いた切削装置、研削装置又はこれらに類する装置（高引火点危険物のみを 100℃未満の温度で取扱うものに限る。）としての危険物の取扱う形態

g 危険物以外の物を加熱するため危険物（高引火点危険物に限る。）を用いた熱媒体油循環装置としての危険物の取扱う形態

- (1) 建築物に設けられた一般取扱所であること。
(9) 指定数量の倍数が 30 未満であること。

イ 位置、構造及び設備

- (7) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、地階を有しないものであること。（ア(7) d 及び e に掲げる危険物の取扱う形態のみを有する場合を除く。）
- (1) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、壁、柱、床及びはりを耐火構造とすること。
- (9) 一般取扱所の用に供する部分は、出入口以外の開口部を有しない厚さ 70mm 以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであること。（前ア(7) e 及び f に掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合を除く。）
- (1) 建築物の一般取扱所の用に供する部分は、屋根（上階がある場合にあっては上階の床）を耐火構造とすること。ただし、ア(7) a 又は b に掲げる危険物の取扱形態を有しない場合にあっては、屋根を不燃材料で造ることができるものであること。
- (4) ア(7) d に掲げる危険物の取扱形態を有する場合にあっては、危険物を取扱うタンクの容量の総計を指定数量未満とすること。
- (4) 危険物を取扱うタンク（容量が指定数量の 5 分の 1 未満のものを除く。）の周囲には、危則第 13 条の 3 第 2 項第 1 号の規定の例による防油堤を設けるよう指導する。ただし、ア(7) e 及び f に掲げる危険物の取扱形態のみを有する場合にあっては、建築物の一般取扱所の用に供する部分のしきいを高くすることにより囲いに代えることができる。★
- (4) 建築物の一般取扱所の用に供する部分には、ア(7) c に掲げる危険物の取扱形態により取扱われる危険物が危険な温度に達するまでに警報することができる装置を設けること。
- (9) 危険物を加熱する設備（ア(7) b 又は g の危険物の取扱形態を有する設備に係るものに限る。）には、危険物の過熱を防止することができる装置を設けること。
- (7) ア(7) g の危険物の取扱形態を有する設備は、危険物の体積膨張による危険物の漏えいを防止することができる構造のものとすること。
- (3) 可燃性の蒸気又は微粉（霧状の危険物を含む。以下同じ。）を放散するおそれのある設備と火花又は高熱等を生ずる設備を併設しないこと。ただし、放散された可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれがない場所に火花又は高熱等を生ずる設備を設置する場合はこの限りでない。
- (7) 危則第 33 条第 1 項第 1 号に該当する一般取扱所以外の一般取扱所には、危則第 34 条第 2 項第 1 号の規定の例により消火設備を設けること。ただし、第 1 種、第 2 種及び第 3 種の消火設備を当該一般取扱所に設けるときは、当該設備の放射能力範囲内の部分について第 4 種の消火設備を設けないことができること。
- (9) 危則第 28 条の 55 第 2 項第 3 号から第 8 号まで及び危則第 28 条の 57 第 2 項第 2 号の基準に適合するものであること。
- (4) 危令第 19 条第 2 項各号以外の取扱形態を有する一般取扱所（平成 10 年 3 月 16 日消防危第 28 号）
- 前(3)に掲げられた取扱形態の一般取扱所以外にも、危令第 19 条第 2 項各号と同等の安全性を有すると判断される一般取扱所以外にも、危令第 19 条第 2 項各号と同等の安全性を有すると判断される一般取扱所については、同条第 2 項の基準の特例（第 4 号及び第 5 号に係るものを除く。）と同等の基準により、室内に当該一般取扱所を設置することができることもある。
- (5) 高引火点危険物の一般取扱所

◇14 一般取扱所

(危令第 19 条第 3 項、危則第 28 条の 61、危則第 28 条の 62)

(2)ア①によるほか、次によること。

- ア 高引火点危険物のみを 100℃未満で取扱う一般取扱所は、危令第 19 条第 1 項又は危令第 19 条第 2 項（充てんの一般取扱所に係る基準に限る。）のいずれの基準に対してもこの特例を適用することができる。
- イ 危則第 33 条第 2 項第 1 号ただし書きによる著しく消火困難となる高引火点危険物の一般取扱所に、建築物又はその他の工作物に係る部分の消火設備として第 1 種の屋内消火栓設備を設置する場合は、施行令第 11 条に規定する屋内消火栓設備の基準の例により設置することができる。